明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令（農林水産二）　一
〔公　告〕
諸事項
官庁
割賦販売法に基づく同法第三十五条の三の六十一の許可を受けた者の営業廃止、割賦販売法及び割賦販売法施行令に基づく債権の申出、登録包括信用購入あつせん業者の営業の廃止関係　三
裁判所
破産、免責、再生関係　四
地方公共団体
教育職員免許状失効関係　二〇三
会社その他
会社決算公告

省令

○農林水産省令第二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第百十九条第二項の規定に基づき、漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年一月七日

農林水産大臣　野上浩太郎